

評議員の権限

1. 議題提案権

評議員は、理事に対して、一定の事項を評議員会の議題とすることを請求することができる（法 45 条の 8 第 4 項）。

但し、当該請求は、評議員会の日々の 4 週間前までに行う必要がある。これは、評議員会は、招集通知に掲げられた議題以外の事項について決議することができないため、評議員会の日々の 1 週間前までに発出する招集通知に記載できるようにする必要があるためと考えられている。

2. 議案提案権

評議員は、評議員会の場合において、議題の範囲内で議案を提案することができる（法 45 条の 8 第 4 項）。

但し、次の場合には議案を提出することはできない。

- ① 当該議案が法令又は定款に違反する場合
- ② 実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の 10 分の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合

3. 評議員会招集請求権・評議員会招集権

評議員会の招集権限は、原則として理事にあるが、評議員は、理事に対し、議題及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる（法 45 条の 9 第 4 項）。

そして、当該請求の後、次のいずれかに該当する場合には、所轄庁の許可を得て、当該請求をした評議員は、評議員会を招集することができる（法 45 条の 9 第 5 項）。

- ① 当該請求の後、遅滞なく招集の手続きが行われない場合
- ② 当該請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

4. 理事の行為の差止請求権

評議員は、次の要件を満たす場合、理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる（法 45 条の 16 第 4 項）。

- ① 次のいずれかの行為をし、又は行為をする恐れがある
 - 法人の目的の範囲外の行為
 - 法令又は定款に違反する行為
- ② ①の行為によって法人に回復することができない損害が生ずる恐れがある

5. 理事又は監事の解任請求提訴権

評議員は、次の要件を満たす場合、訴えをもって理事又は監事の解任を請求することができる（法 45 条の 4 第 3 項）。

- ① 理事又は監事の職務の執行に関し、次のいずれかが認められること
 - 不正の行為
 - 法令又は定款に違反する重大な事実
- ② ①が認められるにもかかわらず、当該理事又は監事を解任する旨の議案が評議員会で否決されたこと
- ③ ②の評議員会の日から 30 日以内であること

6. 評議員会決議取消提訴権

次のいずれかの要件を満たす場合、評議員は、評議員会の決議の日から 3 ヶ月以内に、訴えをもって当該決議の取消を請求することができる（法 45 条の 12）。

- ① 評議員会の招集の手続きが、法令又は定款に違反しているとき
- ② 評議員会の招集の手続きが、著しく不公正なとき
- ③ 評議員会の決議の方法が、法令又は定款に違反しているとき
- ④ 評議員会の決議の方法が、著しく不公正なとき
- ⑤ 評議員会の決議の内容が、定款に違反するとき

7. 会計帳簿閲覧・謄写請求権

評議員は、法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる（法 45 条の 25）。

- ① 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- ② 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

8. 計算書類等閲覧・交付請求権

評議員は、法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる（法 45 条の 32 第 3 項）。

- ① 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
- ② ①の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- ③ 計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの

閲覧の請求

- ④ ③の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

9. 評議員会議事録の閲覧・謄写請求権

評議員は、法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる（法45条の11第4項）。

- ① 評議員会の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
- ② 評議員会の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

10. 評議員会の決議の省略における同意書面等の閲覧・謄写請求権

評議員は、法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる（法45条の9第10項）。

- ① 評議員会の決議の省略における同意の意思表示を記載した書面の閲覧又は謄写の請求
- ② 評議員会の決議の省略における同意の意思表示を記録した電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

11. 理事会議事録等の閲覧・謄写請求権

評議員は、法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる（法45条の15第2項）。

- ① 理事会の議事録等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
- ② 理事会の議事録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求